

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	武器貿易条約締約国会議等分担金	種別	分担金	30年度 予算額	14,455千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	武器貿易条約事務局						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：武器貿易条約（ATT）は、通常兵器の国際貿易を規制する初の普遍的な条約。国際的及び地域的な平和及び安全への寄与のため、通常兵器の国際貿易を規制する共通の基準を確立し、通常兵器の不正な取引を防止することを目的とする。2006年、日本を含む原共同提案7か国（日本、英国、アルゼンチン、オーストラリア、コスタリカ、フィンランド及びケニア）が共同で作成した国連総会決議案が圧倒的多数で採択され、同決議に基づき国連の枠組においてATTの議論が開始された。2012年7月に約1か月のATT国連会議が開催され条約交渉が行われたが、条約案の採択には至らず、同年12月の国連総会決議により2013年3月18日から28日まで開催されたATTに係る最終国連会議においてもコンセンサスを得ることができなかったが、同年4月2日、国連総会の場で武器貿易条約（ATT）の条約案が圧倒的な多数の賛成により採択された（賛成154票、反対3票、棄権23票）。2014年12月24日に発効要件を満たして発効。2018年5月時点の締約国・地域数は94。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、通常兵器の国際的な取引に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況を確認し、条約の実効的な履行及び条約普遍化に向けた条約締約国や任意で参加する非締約国との間で協議を行う場としての締約国会議等の開催経費の支弁及び事務局の運用経費に支弁される。ATTは、発効から3年を経過し、条約の運用体制の構築に関する議論から、条約の実施のための具体的な施策等に関する議論に焦点が移行してきており、条約履行、透明性・報告及び条約普遍化の3つの作業部会も設置されているほか、条約履行を支援するための制度の拡充に伴い役割が拡大している事務局の運営経費が更に必要となっている。通常兵器の適切な国際貿易、流用防止に係る諸措置の実施による条約の履行を通じ、国際的及び地域的な平和並びに安全の実現を目指す。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的及び地域的な平和並びに安全への寄与のため、通常兵器の国際貿易を規制するための共通の国際的基準を確立し、通常兵器の不正な取引を防止することを目指す。 ・ この目標の実現に当たり、ATTは、締約国が以下の諸措置をとることを規定する。 <ul style="list-style-type: none"> - 通常兵器に係る国際貿易を管理するための国内制度を整備する。 - 国連安保理決議や自国が当事国である国際協定に基づく義務等に違反する場合は、通常兵器の移転を許可しない。 - 通常兵器が平和及び安全に寄与し又はこれを損なう可能性、国際人道法・国際人権法の重大な違反等に使用される可能性について評価し、著しい危険性がある場合は、通常兵器の移転を許可しない。 - 通常兵器の流用を防止するための措置をとる。 - 通常兵器の輸出に関する記録を保持、保存する。 - 条約の実施のためにとられた措置等について条約事務局に報告する。 ・ 第2回締約国会議（CSP2）から第3回締約国会議（CSP3）までの会期間（2016年8月～2017年9月）に準備会合及び各種作業部会を開催（全てジュネーブ（スイス））し、CSP3を2017年9月に開催。・2016年のCSP2で、条約の履行を促進するための事業を支援する趣旨で、任意信託基金（VTF）の設置が決定された。約半年間の申請から事業選定プロセスを経て、CSP3において、任意で拠出された資金に基づき、輸出入管理当局者、国境管理当局者の能力強化や国内制度整備等、17件の事業がVTFにより支援されることが承認された。 ・ ATTの履行による持続可能な開発目標（SDGs）ターゲット16.4（武器の不法取引の大幅な減少）等の実現に向けた貢献に関する議論も、ATTの枠組みで実施し、CSP4会期（2017年9月～2018年8月）でも継続して議論することとなった。 ・ 2017年9月以降、5か国・地域が新たに批准、受諾してATTに参加した。 ・ 国連において条約交渉が行われ、国連総会決議として成立した経緯もあり、ATT事務局は、国連軍縮部（UNODA）と緊密な協力関係を維持している。 ・ CSP2で設置されたVTFは、効果的な運用のために事業選定委員会（SC）も併せて立ち上げている。有志国により構成されるVTF-SCは、限られたリソース（資源）の有効活用の観点から、通常兵器分野の他の資金枠組みとの重複を避けるため、事務局がVTF-SCと連携をとることとなっている。 ・ 通常兵器の軍備管理・軍縮の分野で国際社会の議論に積極的に参加してきた日本として、ATT発効後も各種会合に参加し、積極的かつ建設的に議論へ参画している。 						

	<ul style="list-style-type: none"> ・外務本省及び軍縮会議日本政府代表部（以下、軍縮代表部）の職員を締約国会議に派遣している。
<p>2 組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：プライスウォーターズ・アンド・クーパーズ(PwC)、報告・提出月：2018年8月予定 <ul style="list-style-type: none"> ・2014年3月に発効したばかりの条約であり、2015年8月のCSP1において事務局の設置や財政規則が決定され、現在の事務局員が全てそろうのも2016年8月のCSP2まで待つ必要があった。また、外部監査機関の決定についても、2017年9月のCSP3で行われたばかりである。 ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年9月（2015年～2016年）（2017年度分は2018年8月のCSP4において報告される予定） <ul style="list-style-type: none"> ・2016年度の予算（約80万米ドル）からの余剰金は約23万米ドルであり、財政規則8に即して翌年度予算に繰り越された。ATTは発効から間もないことから、会議開催経費の当初見積もりと実際の支出に若干の剥離が生じているが、日本が委員を務める管理委員会においても、適正な見積もりと支出に関する議論が行われ、CPS4においても審議される予定。 ・CSP1において、条約体の適切な運用を監督する補助機関として「管理委員会」が設置され、日本はアジア大洋州地域からの代表として選出された（管理委員会は、5名の委員のみで構成される）。管理委員会は随時開催され、事務局による活動計画や予算案の策定に当たり協議を受けるところ、他の委員と連携して条約の効率的な運用に貢献している。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は条約の交渉段階から、原共同提案国及びアジア地域選出の副議長国として積極的に交渉に参加し、外相レベルでの関与を含め、また他の推進国や市民社会とも連携しつつ、条文書の調整や採択の実現に主導的役割を果たした経緯があり、本条約を率先して締結（アジア太平洋地域では初の締約国）するとともに、条約発効後も条約の着実な履行や普遍化に積極的に貢献している。 <ul style="list-style-type: none"> ・特に、日本周辺地域において締約国が増加し、ATTによる通常兵器の国際貿易の規制のネットワークが強化されることは、兵器の不正取引や流用の防止と撲滅に繋がり、日本の安全保障環境及び国内治安の両面で好ましい状況を生み出すことを意味していることから、日本としてはアジア大洋州地域における条約普遍化を重要課題と考えており、同地域諸国との二国間の軍縮対話や不拡散協議においてATTを取り上げてきている。 ・本件分担金による直接の成果は、上記1のとおり。 ・CSP3において、軍縮代表部の高見澤将林（のぶしげ）大使が、CSP4議長へコンセンサスで選出された。締約国会議議長は、管理委員会委員長も兼任し、条約の運用の要として一年間の任期（～2018年9月）を通じて活動する。また、条約体の最高意思決定機関である締約国会議の成果文書の起草にも深く関与する。 ・ATTは発効から約3年を経て、締約国の関心事項は条約義務の履行に移行。CSP2では「実効的条約履行」、「透明性・報告」及び「条約普遍化」の3つの作業部会の立ち上げが決定され、日本はCSP4の会期における「条約普遍化」作業部会の共同議長を務め、締約国数の伸び悩みが顕著なアジア大洋州地域における締約国拡大（条約普遍化）を議長としての重要課題の一つに掲げて取り組んでいる。条約普遍化は、締約国会議議長の主要な役割の一つであるが、同時に締約国会議議長として様々な未締結国の政府ハイレベル（閣僚、政治家、政府高官等）や市民社会へ働きかけを行うことにより、通常兵器の軍備管理・軍縮の問題における日本の積極的な取組を広範に、かつ、目に見える形でアピールすることに繋がっている。 ・ATTは通常兵器の適正な国際貿易を通じて地域と国際社会の平和と安定に寄与することを目指す条約であり、日本国内で条約義務を具体的に履行するに当たっては、外務省以外の多くの省庁からの協力と連携が不可欠な要素である。条約交渉時から一貫してこれら関係省庁との協力、連携関係を維持している。例としては、ATT第13条で規定されている通常兵器の国際貿易に係る年次報告の実施があるが、防衛装備品の調達、輸出管理や通関を所掌する各政府当局から提供された情報に基づいて条約の日本における窓口を務める外務省からATT事務局へ報告を実施している。 ・ATT事務局と日本の軍縮代表部との間で緊密な連携関係を構築している。特に、第4回締約国会議議長就任以降は、従来以上にATT事務局との連携が実現している。 ・ATTは条約交渉時点から、日本の市民社会が交渉推進において大きな役割を担い、発効後も各国における条約履行や、条約普遍化における非締約国議会、政府当局への働きかけ等において、日本の市民社会が活発に活動している。 ・CSP4議長国（任期は2017年9月のCSP3終了直後からCSP4終了時点までの約1年間）を務める日本は、条約普遍化における主要な取組が期待されており、議長を務める軍縮代表部大使が非締約国・地域を訪問し、議会関係者、政府当局者に面会し、ATTの有益さを説明する等、条約締結を直接働きかけた。また、東京においても外交団に対して働きかけを実施した。日本がCSP4の議長に就任して以降、5か国・地域が新たに批准、受諾してATTに参加した。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	94	3	0	0	0%	0	0
<p>その他特記事項：</p> <p>・日本として事務局は可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを主張してきているが、事務局に日本人職員が加わる可能性を追求すべく、事務局に接触し、職員に求められる具体的な素質や将来的な求人の可能性等の情報収集を継続している。一方、空きポストがないために日本人の採用は困難な状況が続いている。</p>							
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	次年度活動計画及び予算案について締約国会議議長と事務局の間で協議が行われ、例年8～9月に開催される年次締約国会議に先だって締約国へ予算案と共に提示が行われる。締約国会議では次年度活動計画及び予算案について協議と承認が行われる。					
	DO	締約国会議で決定された活動計画及び予算案について、国連分担率を基に調整された分担率に基づき、事務局が締約国及び会議参加国に支払請求書を送付。支払請求書の送付のタイミングにもよるが、例年12月頃に日本から分担金を拠出する。各国から拠出された分担金と合わせ、会議開催経費及び事務局経費として使用される。					
	CHECK	CSP3で決定された外部監査機関により今後監査が実施されることとなっている。					
	ACT	事務局が財務状況を取りまとめ、分担金を拠出した締約国及び会議参加国へ文書で報告するとともに、締約国会議において事務局から財務状況の報告が行われ、この報告に係る議論が行われる。必要に応じ、改善策についてコンセンサスで決定が行われる。 日本側からも、外務本省及び現地（軍縮会議日本政府代表部）の職員を締約国会議に派遣し、より効率的な運用に向けた検討を可能としている。					
	・日本からの分担金は、会議開催経費を調整された国連分担率に基づいた割合で請求されたものであり、会議開催経費として一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。						
担当課室名	通常兵器室						